

經濟論叢

第168卷 第3号

| | | |
|--|------------------|----|
| 中国の流通改革..... | 成 生 達 彦 張 洛 霞 | 1 |
| 負債・持分の区分規準の展開と その理論的含意..... | 池 田 幸 典 | 30 |
| 資本家支配の根拠(1)..... | 坂 本 雅 則 | 47 |
| 発展途上国の環境政策と 先進国企業の参入・退出(2)..... | 林 幸 司 | 66 |
| ジェームス・ハリントン研究と J. G. A. ポーコック(1)..... | 竹 澤 祐 丈 | 80 |

平成13年9月

京 都 大 学 経 済 学 会

中国の流通改革

——地方分権化と流通企業の改革を中心に——

成 生 達 彦
張 洛 霞

I 序 論

集権的計画経済体制の行き詰まりを背景に，1978年12月に開催された共産党第11期3中全会では，「大胆に権限を下放し，地方と企業により多くの経営管理の自主権を持たせる」という経済改革の方針が決められ，この方針に沿って分権化改革とともに市場が導入された。分権化改革は地方分権と企業改革を2本の柱として進められたが，当時の中国には市場で活動するためのノウハウを持つ経済主体が多くは存在せず，中央政府から多くの権限を委譲された地方政府が物資の流通や企業の経営にも積極的に介入した。市場の導入についても，「効率的な流通を実現するためには各経済主体が取引の相手や条件を自由に選択できることが重要である」との観点から多数の取引所が開設されたが，そこにも政府が介入したために，自由な価格設定が必ずしも行われてはいなかった。また，実際の取引価格が消費者と小売業者の個別的な協議によって決まるため，価格情報が公的情報として伝達されず，それゆえ小売市場の価格メカニズムが有効に機能していないという問題も生じている。さらに，偽ブランドの横行からも分かるように，中国の市場では取引規範が必ずしも確立されておらず，市場を介して取引することの費用が高くなっている。

中国の経済改革の成否は市場が機能するか否かに依存しており，そのためには効率的な流通システムの構築が不可欠である。本稿では，中国の流通改革の

プロセスを概観した上で、そこでの問題点を検討する。実際、少なくとも1990年代初頭までは、独立した経済主体間の分権的な調整の場としての市場は円滑に機能してはいなかった。以下の構成は次のとおりである。まず次節では、集権的計画経済体制のもとでの流通システムとその問題点を論じた上で、市場導入の効果について説明する。また第III節では、分権化改革の2本の柱である地方分権と国有企業改革について概述する¹⁾。財政請負制のもとで地域産業の振興を図る地方政府は、生産企業を保護するために、流通企業をバッファーとして利用した。第IV節では、このことが流通分野における国有企業改革と民営企業の育成に及ぼしたかを明らかにする。さらに第V節では、地方政府による物資の引き留めや地区封鎖など、地方主義に起因する流通システムの諸問題について検討する。最後にVI節では、流通改革を進める上で考慮すべき点を指摘する。

II 市場の導入

この節では、集権的計画経済体制のもとでの流通システムとその問題点を論じた上で、市場が(部分的に)導入された理由とその効果について概述する。

1 旧体制下の流通システム

1949年の建国から78年の経済改革に至るまでの30年の間に2回の分権化改革が試みられてはいるが、中国では計画にもとづく集権的管理システムのもとで重工業優先の経済運営が行われていた。国防のための重工業の発展という明確な目的を追求するためには、希少な資源を重工業部門に投入する必要がある。これを実行する上で集権的な经济管理が一定の役割を果たしたことは否めない。そこでの经济管理の中心は生産する財の品質や数量を実物ベースで統一的に指示する「物動計画」であり、その遂行にあたっては流通部門が中心的な役割を

1) 中国経済に関する多くの論文では、会社制導入以前の「(国有) 国营企業」とそれ以降の「国有企業」とを区別しているが、本稿では「国有企業」で統一する。

担っていた。物動計画が決定されると、それが指令となって企業に伝達される。各企業は生産要素を給付されるとともに、基準生産量（ノルマ）の達成を義務づけられていた。これがさらに末端にまで及んで、個々の労働者にもノルマが課せられた。このように、政府は国民経済の重要な部分を国有企業に集中するとともに、物資の配給から生産、さらには生産物の流通に至るすべてのプロセスを統制した。

重工業優先の経済計画のもとでは消費財が慢性的に不足し、物価の上昇をはじめとする経済的混乱を引き起こす。この種の混乱を回避するために、政府は消費財の流通にも介入した。消費財は国民生活への影響度によって3種類に分けられ、別々のルートで流通していた。例えば、穀物、食油、綿花、ガソリン、石炭、塩などの重要な財は、「一類商品」として「商業部」や「食糧部」によって管理されていた。また肉、卵、毛皮、麻、化学肥料、ミシンや自転車などの比較的重要なものは、「二類商品」として国務院から委任されたそれぞれの「主管部門」が管理した。それ以外の「三類商品」は、地方政府によって管理されていた。

消費財の流通は卸を中心としており、生産と小売の間には、一、二、三級の卸が介在し、各々、商業部に所属する専業公司、省、市・県の管理のもとで商品の買い付けと小売業者への配給を担当した。これらの卸は、取り扱う商品の種類や価格さらには供給する地域や取引相手を自由に決めることができず、それらは上級の管理部門によって決められていた。このように、集権的計画経済体制のもとでは国がすべての財の価格や生産量を決定し、その生産をノルマとして課していたため、生産企業は与えられたノルマを実行するのみであった。実際、技術的ノウハウを蓄積して生産効率を向上させても、そのことが計画当局に知らればノルマを増加させられるかも知れず、そのため生産工程を改善する努力はほとんど払われなかったし、改善を行った場合でも、そのことを計画当局に伝える誘因は無かった。

生産と消費の間のさまざまな懸隔は、流通業者の活動によって架橋されるが、

彼らの活動もまた国の計画によって決められていた。卸売マージン率は管理部門によって固定されており、卸の粗利益は彼らの取扱い量のみ依存していた。そのため、流通業者が追加的なサービスを提供しても彼らの利益とはならず、この種のサービスを提供しようとする誘因は乏しかった。また、彼らが消費情報を収集して生産部門へ伝達しても、必要な商品が回ってくるわけではなく、情報の伝達はおろか、その収集さえもあまり行われなかった。

この状況では、計画当局が計画の策定に必要な情報を収集せざるを得ない。確かに、重工業を中心とする計画の場合には、必要な情報もそれほど多くはなかったかも知れない。また、モノ不足の状態が続いた民生品の分野でも、計画の策定に際して消費情報はあまり重要ではなかった可能性もある。しかしながら、1970年代に入り西側諸国の緊張が緩和されると、国防のための重工業の発展は明確な目標ではなくなり、その代わりに豊かな国民生活のための消費財の供給が経済計画の新たな目標になった。この状況で経済計画を策定するには、消費動向についての詳細な情報が必要となるが、集権的計画経済体制のもとでは、計画当局がこの種の情報を収集することは困難であった。詳細な消費情報がなければ適切な生産計画を策定することは困難であるし、また長期にわたって固定された計画のもとでは、需要の変動に応じて供給を調整することもできなかった。さらに、企業が生産した商品の販売を流通業者が拒否することができず、計画にもとづく固定的な生産と変化する需要との間の調整は行われなかった。そのため、不要な財が生産され続けたり、逆に、一部の商品では慢性的な品不足が生じるなど、生産と消費の食い違いが発生した。この状況で、各経済主体に情報収集への誘因を与えるために、分権化とともに、市場の導入が試みられたのである。ここで「市場」とは、各々の経済主体が自ら収集した情報を利益に転換するための活動の場である。そして、価値ある情報を収集して適切な活動を行えば利益を得るし、努力を怠れば損失を被るというように、各々の経済主体は努力を払おうとする誘因を持つのである。

2 市場の導入

改革以降、市場の導入が提唱されたが、当時の中国には市場で活動するためのノウハウを持つ主体が多くはおらず、計画と市場が併存する「双軌制」を採用せざるを得なかった。その意味で中国の経済改革は、集権的計画経済体制を一挙に変えようとするものではなく、市場を部分的に導入するという漸進的なものであった。また旧体制下では、重工業部門の発展を促すためにエネルギーや原材料さらには食糧の価格が低く設定されていた反面、加工業の製品価格は高く設定されていた。このような価格を需給を反映する市場価格へと調整するためにも、計画のもとで価格を管理する必要があった。

双軌制のもとでは、計画（ノルマ）に相当する部分は公定価格で、またそれを上回る部分は市場（調節）価格で取引された。以下では、このような生産物の二重価格制について、食糧などの農産物を例にとって説明する。

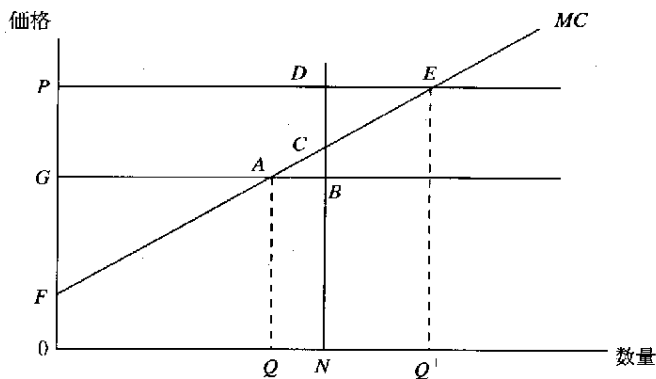
集権的計画経済体制のもとでは、農産物の「統一買付価格」は低く設定されていた。1978年の第11期3中全会以降、経済改革の一環として、ノルマを超える農産物の市場取引が認められ、翌年の夏からは、農民の労働意欲を高めるために、政府はノルマに相当する部分の統一買付価格を20%引き上げると同時に、ノルマを超える部分については統一買付価格より50%程度高い「超過買付価格（市場調節価格）」を設定した。その結果、同種の農産物にたいして統一買付価格と超過買付価格が併存するという「二重価格」が生じたのである。

このような（部分的な）市場導入の効果は、次のように理解することができる。いま、1つの生産単位を想定し、その限界費用線が第1図の MC で与えられるとしよう。また、計画のもとで政府が設定した生産ノルマを N 、農産物の統一買付価格を G とする。この状況で、仮にノルマの達成が強制されないならば²⁾、利潤（または農民あたりの利得）の最大化を目的とする各々の生産単位は³⁾、限界収入（＝統一買付価格）と限界費用 MC とが一致する点 A

2) 農業生産は天候から大きな影響を受けるなど不確実である。そのため、ノルマを達成できなければ厳しいペナルティが科せられるというものではなかった。

3) 社会主義経済における企業の目的は必ずしも利潤の最大化ではなく、労働者1人あたり所得ノ

第1図 市場導入の効果



で生産量 Q を決定する。それゆえ、 $N > Q$ の場合にはノルマは達成されないことになる。

ここで、ノルマを上回る農産物を超過買付価格 P で販売できるようになったとしよう。この時、第1図に示されるように、仮に追加的な $(N - Q)$ 単位の生産物を限界費用よりも低い価格 G で販売することからの損失（三角形 ABC の面積）が、 $(Q' - N)$ 単位の生産物を限界費用よりも高い価格 P で販売することの利益（三角形 CDE の面積）よりも小さいならば、生産単位は限界収入（＝超過買付価格 P ）と限界費用 MC が一致する点 E で生産量 Q' を決定する。逆の場合には、この生産単位は以前と同じ量 Q を生産する。このように、超過買付価格の導入は一部の生産単位の生産量を増加させる効果を持つのである。

このように、農産物の二重価格制は食糧の安定供給のための経済計画を維持した上で、誘因提供のための超過買付価格を導入したために生じたものである。このことによって一部の生産単位は生産量を増加させるとともに、多くの利益

の最大化であるかも知れない。このような労働者管理企業の行動については、Ward [1958], Browning [1982], Thomson [1982]などを参照のこと。しかしながら中国では、企業が労働者数を自由に決めることができず、労働者数を所与とすれば「労働者あたり利得の最大化」と「利潤最大化」は同値になる。

を得ることができた⁴⁾。この際留意すべきことは、ノルマを超える量が市場価格で取引されるという状況では、仮にすべての生産単位が市場価格と限界費用が一致する点で生産を行うならば、社会的限界便益と社会的限界費用とが一致するということである。この時、生産量は社会的な余剰を最大にするという意味で最適な水準となる。その意味で、二重価格制が適切に運営されるのであれば、そこでは市場と同様の資源配分が実現されるのである。

III 2つの分権化改革

1978年に開催された共産党の第11期3中全会では、「現在の経済管理体制の重大な欠点は権限の過度の集中である」という認識にもとづいて、「大胆に権限を下放し、国家の統一計画の達成を前提に、地方と企業により多くの経営管理の自主権を持たせる」という方向で、「経済管理体制と経営管理方法にたいする真剣な改革に着手する」という経済改革の方針が決められた。この方針に沿って、中央政府の権限が地方政府または企業へと委譲されたのである。この節では、分権化改革の2本の柱である地方分権と国有（生産）企業の改革について概述する。

1 地方分権化改革

地方分権化改革では、中央行政の簡素化のために、地方への行政権限の委譲とともに、大型重点企业を除く国有企業の管理権が地方政府へ引き渡された。各地方政府は、自らの地域における経済運営上の多くの権限を持つとともに、当該地域の企業への物資や資金の調達にも影響力を及ぼすようになった。このような地方分権の実効性を確保するために、かつての「統収統支」の代わりに「地方財政請負制」が導入され、財政管理権も地方政府に委ねられた。この制度のもとでは、地方の財政は自らの管理下にある企業の収益に大きく依存する

4) 統一買付価格や超過買付価格の引き上げ、ノルマの削減、さらには限界費用の低下は、生産単位の増産を促すとともに、彼らの利潤を増加させる効果を持つ。

第1表 GDPに占める税収, 予算内資金, 予算外資金

| 年 | 税収 | 予算内資金 | 予算外資金 | 予算外資金/ 予算内資金 |
|------|-------|-------|-------|-----------------|
| 1978 | 14.33 | 31.24 | 2.61 | 8.4 |
| 80 | 12.65 | 25.67 | 2.55 | 10.0 |
| 81 | 12.95 | 24.18 | 2.60 | 10.7 |
| 82 | 13.22 | 22.90 | 2.77 | 12.1 |
| 83 | 13.07 | 23.03 | 2.28 | 12.0 |
| 84 | 13.21 | 22.91 | 2.76 | 15.9 |
| 85 | 22.77 | 28.02 | 3.09 | 13.8 |
| 86 | 20.49 | 23.98 | 3.31 | 15.9 |
| 87 | 17.89 | 21.53 | 3.37 | 18.3 |
| 88 | 16.01 | 18.78 | 3.27 | 20.7 |
| 89 | 16.13 | 19.3 | 3.28 | 20.8 |
| 90 | 15.21 | 18.96 | 3.44 | 24.3 |
| 91 | 13.83 | 16.93 | 3.54 | 24.3 |
| 92 | 12.38 | 14.75 | 3.67 | 28.0 |
| 93 | 12.29 | 13.74 | 4.14 | 32.9 |
| 94 | 10.96 | 11.94 | 3.98 | 35.7 |
| 95 | 10.33 | 11.23 | 4.12 | 38.6 |
| 96 | 10.18 | 11.41 | 5.74 | 52.6 |

データ出所：楊君昌（主編）[1999] 138ページ。

ことになるため、地方政府は地域内の産業インフラの整備とともに、企業の経営にも積極的に取り組むことになった。

権限の委譲とともない地方政府がコントロールできる資金は多くなり、逆に、中央政府が管理する資金は減少した。第1表は、1978年以降の税収、予算内資金および予算外資金のGDPに占める割合を表している。ここで予算外資金とは、国の予算とは別に、地方政府や主管部門が自らの責任で管理する財政資金であり、そのGDPに占める比率は1978年の2.6%から96年の5.7%までほぼ一貫して上昇していることが読みとれる。1992年における予算外資金のうち、74.7%は上級主管部門によって管理され、行政事業所が23%、地方政府の管理する割合はわずか2.3%であったが、現実には、予算外資金は地方政府によ

第2表 政府収支における中央収支と地方収支の割合 (%)

| 年 | 政府収入 | | 政府支出 | |
|------|------|------|------|------|
| | 中央収入 | 地方収入 | 中央支出 | 地方支出 |
| 1984 | 40.5 | 59.5 | 52.5 | 47.5 |
| 85 | 38.4 | 61.6 | 39.7 | 60.3 |
| 86 | 36.7 | 63.3 | 37.9 | 62.1 |
| 87 | 33.5 | 66.5 | 37.4 | 62.6 |
| 88 | 32.9 | 67.1 | 33.9 | 66.1 |
| 89 | 30.9 | 69.1 | 31.5 | 68.5 |
| 90 | 33.8 | 66.2 | 32.6 | 67.4 |
| 91 | 29.8 | 70.2 | 32.2 | 67.8 |
| 92 | 28.1 | 71.9 | 31.3 | 68.7 |
| 93 | 22.0 | 78.0 | 28.3 | 71.7 |
| 94 | 55.7 | 44.3 | 30.3 | 69.7 |
| 95 | 52.2 | 47.8 | 29.2 | 70.8 |
| 96 | 49.4 | 50.6 | 27.1 | 72.9 |
| 97 | 48.9 | 51.1 | 27.4 | 72.6 |

注：収入には国内外債務収入が含まれていない。

データ出所：『中国統計年鑑1999』275ページより算出。

てコントロールされていた⁵⁾。

予算外資金が増加したのは、企業が上納すべき税金がここに流入したためである。地域の企業収益が悪化したために税収が減った場合、地方政府はその一部を中央政府から補填してもらえた。そのため地方政府は、一方では企業にたいして（正規の）税金を減免し、他方では「非規範収入」といわれる別の名目で企業から税金を徴収したのである⁶⁾。

また第2表は、中央政府および地方政府の財政収入と支出の割合を表している。この表からも、1980年代の後半、財政請負制のもとで地方政府の比重が収支両面で大きくなっていることが読みとれる。このことの背景には、収益が悪

5) 沈 [1999] 107ページを参照のこと。

6) このようなルートで徴収された予算外資金は1990年代に入ると急増し、地方予算内収入の3割程度を占めていた。この点については、楊 [1999] 246-247ページおよび沈 [1999] 102ページを参照のこと。

化した企業は国税の減免を申請したが、地方税の減免はほとんど申請しなかったという事情がある。というのは、仮に地方税の減免を申請すれば、地方政府からヒト・モノ・カネの支援を受けることができなくなるかも知れないからである。そのことを怖れる企業が地方税の減免を申請しないため、1994年に「分税制」が導入された後も地方政府の収入は増加しているのである。

流通機構の改革

分権化改革の一環として、流通の分野でも行政改革が試みられた。旧体制下で肥大化した行政組織を統廃合して管理を簡素化するために、1982年には商業部、食糧部と農村供銷合作総社の3つの部門が合併して1つの商業部となった。また88年には、生産財の流通を管理する物資総局が物資部へと改編され、93年にはそれが商業部と合併して国内貿易部となった。と同時に、国有流通企業についても、84年には、商業部に属していた一、二級卸などの大型流通企業の管理権が市をはじめとする地方政府に委譲された。このように、中国の行政改革は行政組織の合併と中央から地方への委譲という形で行われたため、92年の流通分野における行政組織数および職員数は、各々、78年の1.53倍と1.40倍と増えて増加している⁷⁾。この際、地方政府は行政職員を他の職業に配置することができず、彼らの多くを地方の流通企業に配属したため、国有流通企業は過剰な労働者を抱えることになった。

2 国有企業改革

市場経済の発展のためには、企業の経営自主権を確立することが不可欠であり、国有企業の民営化や民営企業の育成が改革の重要課題として掲げられた。中国での企業改革は利潤動機を肯定することから始まった。1979年から、経営権や利益を企業に譲る「放権讓利」が行われ、企業の利潤留保が認められた。これに続いて81年からは、国有生産企業で「経済責任制」が導入され、一定の

7) 「中国統計年鑑1993」589ページより算出した。

利潤またはノルマの達成を条件に、それを上回る分については、その一部を内部に留保することが制度として認められた。また、従業員にたいしても、出来高賃金や超過生産報奨金など、多様な報酬（誘因）システムが認められた。

また、1984年10月の中国共産党第12期3中全会では、「経済体制改革に関する中共中央の決定」が発表され、「経済責任制の確立」と「(必要ではなく)労働に応じた分配」が改革の基本的方向として提案された。と同時に、小型企業の「利潤請負制」が導入され、一定の利潤ノルマを達成することを条件に、国有企業の経営を民間人へ委ねるという「国有民営化」が試みられた。さらに87年からは、大中型企業でも経営効率化のために「生産経営請負制」が導入され、88年からは、企業グループの形成が試みられるとともに、このような企業グループや大中型国有企業を対象とする「株式制」の導入も試みられた。

その後、1992年7月に国務院が出した「全民所有制工業企業の経営メカニズムの転換に関する条例」および93年の「社会主義市場経済システムを確立する上での若干の問題に関する中共中央の決定」によって、企業自主権が大幅に拡大された。そこでは共産党の指導と社会主義的公有制が前提とされているが、「企業は国を含む出資者の投資からなる法人財産権を所有し、その法人財産権をもって合法的に自主経営し、自己責任で損益を受け、国の規定に従って税金を納め、出資者にたいしては資産の維持または増殖の責任を果たす」と規定されている。

このように、中国における分権化改革は地方政府への権限委譲と企業の自主権確立という2本のルートで行われた。しかしながら、企業の自主権は政府が意図したようには確立されなかった。確かに、企業は生産および販売に関する意思決定権をある程度は持っていたが、雇用や人事、さらには内部留保金の使用については一部の権限しか持っておらず、資産の処分や投資、さらには輸出入に関しては何の権限も持っていないというのが実状であった。このことは、1993年に国務院が実施した「企業家アンケート調査」によっても知るこ

ができる⁸⁾。この調査によれば、経営者が主管部門によって任命されていたのが92.2%、従業員代表大会によって選出されたのが4.4%、その他（投票、入札、取締役の任命）はわずか3.4%であった。また、名目上は企業自主権として認められている「雇用権」や「人事管理権」については、実際に経営責任者が掌握していると回答した人の割合はそれぞれ43.5%と53.7%であった。さらに、請負責任制を実施した国有企業において「生産・経営を市場に任せる」と答えた人の割合は74.7%、「市長に頼る」が0.4%、「市場で解決できなければ市長に頼る」が24.9%であった。株式会社制を導入した大型企業においても事情は大差なく、これらの企業の株式の1/3ないしは1/2は政府の資産管理局によって保有されていた。また91年末の時点で、株式会社は3220社（郷鎮企業の共同出資と外国との合併、国内の混合所有は含まない）で、その内、株を一般に公開しているのは89社で、全体の2%に過ぎなかった。これら89社の株主構成をみると、政府が47%と大きな割合を占めていた⁹⁾。

この時期、企業の自主権は名目上は確立されつつあったが、経営責任者への制約が多く、彼らにたいして必ずしも適切な誘因が提供されてはいなかった。実際、請負制のもとでの政府と企業経営者の間での権利と責任の分担は曖昧であったし、株式制のもとでも、一般の株主は配当を受けるのみで、経営（議決）権を持つてはいなかった。逆に、地方政府や国の資産管理局は、大量の保有株式を背景に企業にたいして干渉を行った。その意味では、株式会社制が政府の企業への干渉を正当化していたという面も否めない。このように、当初の分権化改革は地方政府や産業主管企業部門への権限の委譲に留まっており、企業の自主的経営権の確立には至っていなかった。そのため、過去の2回の分権化改革と同様に、地方主義や部門主義の横行を招いたのである。

8) このアンケート調査は、全国5000社の工業企業を対象として実施され、2620社から回答を得ている。その内、国有企業は75%を占めている。愛知学泉大学編 [1995] 234-237ページおよび252ページを参照のこと。

9) 政府以外の株主は、他の企業法人29%、個人14%、外資9%であった。この点については、石原 [1993] 24ページを参照のこと。

IV 流通分野における国有企業改革と民営企業の育成

生産企業と同様、商業部直属の流通企業の管理権も地方政府に引き渡され、これらの企業の経営を改善するために、小型企業の民営化や大型企業への会社制の導入など、一連の改革策が打ち出された。と同時に、多くの民営流通企業が設立され、政府はそれへの対応も迫られることになった。この節では、流通分野における国有企業改革と民営企業の育成について検討する。

1 国有流通企業の改革

1983年、国務院は国有流通企業にたいする「経営請負制」を導入し、小型小売企業の改革（改、轉、租、包）が始まった。また84年からは、「経営請負制」の導入対象が中型小売企業や飲食店へと拡大されている。92年の時点で、改革を行った小型国有流通企業は59,587社あるが、その中で民営企業への転換を意味する「轉」を行った企業数は、外資合弁企業を除けば、わずか458社のみであった¹⁰⁾。その意味では、小型流通企業の民営化は必ずしも進展しておらず、多くの企業は他の企業との合併や名称の変更を行っただけで「国有」企業として存続した。87年からは、大型企業にたいする会社制の導入も試みられ、94年までに10,700社の有限会社と15,100社の株式会社、総計25,800社で会社制が導入された。とはいえ、これらの企業でも政府に所有されている株の割合が大きく、会社制を導入したといっても、上級部門の統制を受けるという意味では依然として「国有国营」であり、自主的な経営権を持っているわけではなかった。

バッファーとしての流通

このように、少なくとも1990年代の初頭までは、流通企業の改革は必ずしも上手くいってはいなかった。このこと背景には、生産部門の円滑な運営のために、政府が流通分野での統制を必要としたことがある。実際、1980年代の前

10) 「中国商業年鑑1993」Ⅲ 6 ページを参照のこと。

半においては計画経済が大きな比重を占めており、重要物資の供給は国有企業をメインチャネルとして行われた。また相対価格の調整も終わっておらず、インフレによる経済的混乱を抑制するためにも国有流通企業が必要とされていた。さらに1980年代の後半においても、財政請負制のもとで地域産業の育成をはかる地方政府は、生産企業の健全化のために不良在庫を買い取らせるなど、円滑な生産を維持するためのバッファーとして国有流通企業を利用したのである。と同時に、地域の生産企業を保護するために、他地域からの財の流入を阻止する「地区封鎖」を試み、その実施にあたっても国有流通企業を利用した。

実際、経営請負制が導入されていたにもかかわらず、国有流通企業の活動はさまざまな点で地方政府によって規制されていた。一例として、1990年の上海における毛糸の値崩れがある。このとき、生産企業は1キロ42元に価格を引き下げたが、国有卸は政府が設定したマージン率を遵守して60元の価格を設定していた¹¹⁾。また89年からの3年間、中央政府は加熱した経済を鎮めるために引締め政策を実施した。そのために消費が落ち込み、多くの製品分野で生産者在庫が増加した。地方政府は、これらの企業を救済するために2回にわたって国有卸に銀行から融資を受けさせ、在庫を買い上げるように指示した。その結果、92年末における上海の国有卸の在庫総額は27億元に増加し、94年末までの3年間に在庫処分のために4億元の損失と15億元の不良在庫が発生した¹²⁾。

国有流通企業の不振とそれへの対応

民営卸の参入と「生産者直販」の増加にともない¹³⁾、1990年代の初めには国有卸のシェアは低下した。さらに「社会主義市場経済」の方針が確立され、計画の比重が一層低下すると、国有流通企業は経営不振に陥り、96年の時点では

11) 万 [1992] 109ページを参照のこと。

12) 黄 [1996] によれば、不良在庫の買い取りのため、1992年末の北京、天津および上海の日用工業製品卸の在庫総額は40億元と正常在庫の4倍になっている。

13) 大型生産企業の余剰人員問題への対策として、1980年、企業が販売会社を設立し、自社製品を卸を介さずに小売業者に直接販売することが認められた。このような生産者直販が1980年代後半に急速に発展したため、国有卸の取扱量が減少したのである。

40%を超える国有流通企業の経常利益がマイナスとなっていた。このことの原因の1つが、政府の指示による商品の買い付けであることは、買い付けた商品の多くが不良在庫となっていることから明らかである。

もう1つの理由は余剰人員の問題であり、1994年の国有流通企業の従業員数は940万人程度で、計画の比重が低下する中で前年より70万人程度も増加している。医療保険や年金などの社会保険が整備されていない中国では、国有企業がこの種のサービスを提供しており、従業員が国有企業から民营企业に転職する場合、サービスの受給条件は著しく悪化する。そのため国有企業の従業員は、たとえ民营企业の方が賃金が高くても、なかなか転職しないことになる。また、従業員の解雇は社会的混乱を招くがゆえに、(地方)政府の同意を得られない。その結果、余剰人員問題が深刻化したのである。

このような国有卸を救済するために、政府は一連の施策を行った。まず第1に、減少した国有卸の取扱額を増やすために、生産企業にたいして国有卸と販売代理関係を結ぶように指示し、長期的な取引関係を確立することによって、取引量の増加と取引費用の削減を試みた¹⁴⁾。また余剰人員問題に対処するために、国有流通企業が商品の生産・加工に従事するという「商辦工業」を認め、これを促進するため1994年には商辦工業にたいして減税を行った。と同時に、物資の流通から民営業者を排除するなど、国有卸を保護する措置をとった¹⁵⁾。

以上みてきたように、政府は余剰人員の配置先として、また円滑な生産のためのバッファーとして国有卸を必要としたため、その民営化は必ずしも徹底されなかった。さらに、業績が悪化した国有卸にたいしてさまざまな救済策が講じられたが、必ずしも効果が上がっているとは言い難いのが実状である。

14) この1例として、1990年代初頭の「上菱冷蔵庫」がある。この点については万 [1992] 108ページを参照のこと。

15) 万 [1992] 94ページおよび馮・小山 [1996] 206ページを参照のこと。

2 民営企業の育成

市場が健全に機能するには、多数の独立した経済主体の存在が前提となる。しかしながら、国有企業改革が徹底されず、経営不振に陥った国有企業にたいする救済策が民営企業の活動を制約したため、健全な民営業者の育成に必ずしも成功していないというのが実状である。第3表と第4表は、1994年時点での小売企業と卸の規模分布を所有制別に示したものである。第3表から明らかのように、大型小売企業326社の過半数は国有企業で、私営企業はわずか1社の

第3表 1994年における所有制別小売企業の規模分布

| | 合 計 | 国 有 | 集 体 | 私 営 | 職営・株式 |
|-----|---------|--------|--------|-------|-------|
| 大 型 | 326 | 170 | 55 | 1 | 91 |
| 中 型 | 690 | 445 | 180 | 0 | 53 |
| 小中型 | 3,446 | 11,700 | 11,290 | 86 | 277 |
| 小 型 | 214,619 | 18,162 | 32,937 | 1,545 | 396 |

注1) 企業数で、店舗の数ではない。

2) 小売企業規模標準

大型店舗の売上額は1億2000万元以上

中型店舗の売上額は4500-1億2000万元

小中型店舗の売上額は4500-200万元

データ出所：『中国市場統計年鑑1995』87ページおよび96ページ。

第4表 1994年における所有制別卸売企業の規模分布

| | 合 計 (個) | 固 有 | | 集 体 | | 私 営 | | 職営・株式 | |
|----|------------|-------|------|-----|------|-----|-----|-------|-----|
| | | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| 大型 | 880 | 770 | 87.5 | 66 | 7.5 | 0 | 0.0 | 39 | 4.4 |
| 中型 | 4,475 | 3,505 | 8.3 | 839 | 18.7 | 4 | 0.1 | 116 | 2.6 |
| 合計 | 5,335 | 4,275 | 80.1 | 905 | 17.0 | 4 | 0.1 | 155 | 2.9 |

注1) 卸売企業規模標準

大型卸売企業の売上額は2億5000万元以上、中型卸売企業の売上額は5000-2億5000万元。

2) 合計には外資企業や個人企業も含まれている、大型企業は2社、中型企業は5社である。

データ出所：『中国市場統計年鑑1995』85ページ。

みである。この傾向は中型企業でも同様であり、690社の約2/3は国有企業で、私営企業は1社もない。また第4表によれば、5355社の大型卸のうち民営は4社しかなく、健全な民営流通業者が十分に育成されているとは言い難い。

なぜ健全な民営業者が育たないのか？ 1993年に行われた私営生産企業の生産停止の原因についての調査によれば、政府の政策が原因となっているのが20%、資金不足のために生産停止に追い込まれた企業の割合が40%であった¹⁶⁾。この調査は流通業者を対象としたものではないが、民営流通業者の状況のある程度推測することはできよう。実際、民営業者の存続は政府の政策に大きく左右される。88年に全面的な価格改革が試みられた際、行政機関が設立した「行政公司」などの投機的行動によってインフレが発生した。加熱した経済を冷やすために、89年、政府は「市場整頓」を行ったが、このとき取り締まりの対象となったのは行政公司ではなく、个体・私営などの民営業者であった。第5表は、この時期の小売店舗数および従業員数の変化を所有制別に表しているが、国有小売企業の店舗数や従業員数は増加しているのにたいして、个体・私営などの民営小売業者の店舗数および従業員数が減少していることが読み取れる。このように、政府の民営業者育成政策が必ずしも一貫していないため、多くの民営流通業者は長期にわたる継続的な営業を期待できず、店舗の拡大や支店の増設などの投資を積極的に行っていないというのが実状である。

第5表 市場整頓期における経済主体別店舗の変化

| 年 | 国 有 | | 集 体 | | 合 営 | | 個 体 | |
|------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|--------|
| | 店舗 | 従業員 | 店舗 | 従業員 | 店舗 | 従業員 | 店舗 | 従業員 |
| 1988 | 26.1 | 342.3 | 131.2 | 711.7 | 0.3 | 4.4 | 770.5 | 1106.2 |
| 89 | 26.7 | 351.7 | 125.1 | 684.6 | 0.2 | 3.4 | 689.2 | 993.3 |
| 増減 | 0.6 | 9.4 | -6.1 | -27.1 | -0.1 | -1.0 | -81.3 | -112.9 |

注：店舗数の単位は万店であり、従業員数の単位は万人である。

データ出所：「中国統計年鑑1993」590ページより算出した。

16) 川井 [1998] 116ページを参照のこと。

また、長期的な営業の見通しが立たないことは、融資を受ける際にも不利に働こう。中国では、国有銀行の主要な融資の対象は国有企業であり、信用の低い個人企業や私営企業に対する貸付は極めて少ない。地方分権のもとでは銀行の貸出もまた地方政府にコントロールされており、国有企業であれば、たとえ業績が悪くても政府の指示さえあれば融資を受けることができた。実際、1989年の時点で、中国工商銀行の貸出総額に占める国有企業にたいする貸出額は90%を超えているのにたいして、民営業者への貸出はわずか8%程度を占めるに過ぎない¹⁷⁾。また、農村信用合作社は主に集団所有制企業（郷鎮企業）に貸付を行っており、都市の信用組合でも民営企業への貸出割合は4.5%を占めるに過ぎない。そのため、民営業者は銭会や銭荘などの私営金融機関から借り入れを行っていたが、その多くは短期的なもので、金利も30%程度と国有銀行（7%前後）と比べて高くなっている。このような高い金利が民営業者の（店舗増築）投資を妨げたがゆえに、大型の民営流通業者が育たなかったのである。

民営流通業者の発展を妨げる他の要因として、まず第1に、国有企業の間での固定的な取引関係がある。1993年までに多くの商品流通が自由化され、家電製品・五交化工商品・衣類・服装などは実質的にも自由に販売できるようになったが、これらを除く商品は以前と同じように国有卸を中心としたネットワークの中で流通していた。第6表は、国有および供銷合作社に所属する卸の販売額に占める民営業者への販売額の割合であり、この表から、1980年代の後半において、国有卸の民営業者への販売は3割以下であり、供銷合作社から民営業者への販売も2割以下であることが読みとれる。また、91年の時点での国有卸の民営業者からの買付率は5%程度でしかなかった¹⁸⁾。このような国有卸の固定的な取引関係は、民営業者の活動範囲を制限した。

第2に、倉庫業者や輸送業者をはじめとする物流業者の不足がある。旧体制

17) 林・蔡・李 [1997] 106ページおよび胡 [1994] 38ページを参照のこと。

18) 胡 [1994] 36ページを参照のこと。

第6表 国有・供銷合作社の卸売企業から民営業者への出荷シェア

| 年 | 商業部所属 | | 供銷合作社所属 | |
|------|-------|-------|---------|-------|
| | 集体商業へ | 个体商業へ | 集体商業へ | 个体商業へ |
| 1987 | 18.8 | 7.8 | 7.5 | 9.8 |
| 88 | 18.7 | 7.5 | 8.4 | 9.6 |
| 89 | 17.7 | 7.5 | 7.8 | 8.8 |
| 90 | 15.9 | 13.1 | 7.8 | 8.4 |

注：卸売総額にたいする出荷額の百分比。集体商業は供銷合作社を含まない。

データ出所：胡欣欣（主編）[1994] 36ページ。

下では、各々の大型国有企業は貯蔵・運送・加工に従事する付属企業を持ち、物流業務を企業内部で行っていた。改革以降も、多くの付属企業は国有企業の内部に残り、民営業者の利用は制限されている。確かに、物流に従事する私営および個人企業は存在するが、いずれも規模が小さく、規模の経済性を発揮しているとは言い難い。このように、民営業者が利用できる効率の良い物流業者が育成されていないことが、彼らの発展を妨げたのである。

V 地方主義とその問題点

改革当初の中国では計画の比重が大きく、重要な物資は必ずしも市場で取引されてはいなかった。また、市場で活動するためのノウハウを持つ経済主体が育成されていなかったため、独立した意思決定主体の活動の場としての市場は必ずしも機能してはいなかった。この状況では、中央政府から多くの権限を委譲された地方政府が主たる意思決定主体であり、その意味で、分権化改革は「地方集権化」を導いたのである。この節では、地方集権体制の問題点について検討する。

1 地方集権化

1980年代においては企業の自主権は名ばかりで、実質的には地方政府によってコントロールされていた。そのため、物資不足のために市場を通じた調達

困難な場合、地方政府が行政権力を用いて当該物資を入手した。このことは、第Ⅲ節で論じた国務院の1993年のアンケート調査の結果からも明らかである。

この現象は私営企業にも見られ、1992年に行われた「私有企業の調査」でも、生産原料の主要な仕入方法についての回答は、「市場で購入する」と答えた企業の割合は63.4%であり、「計画による」が1.8%、「人的関係の利用」としたものが17.3%、「賄賂を使う」と答えた企業が17.5%であった。また94年の2回目の調査でも、「市場で購入する」と答えた企業の割合は39.4%で、「計画による」が2.1%、「人的関係の利用」が26.8%、「その他」が31.7%を占めていた¹⁹⁾。これらの調査からも、コネや行政による調達が頻繁に行われていることが読みとれる。また、この期間に市場を通じた購入が大きく減少しているのは、行政の介入の多くなった結果と推測される。その意味で、要素市場は必ずしも健全には機能していなかったように思われる。

企業の経営自主権が確立されていない状況で、中央政府から多くの権限を委譲された地方政府は、地域の経済発展のために個々の企業の経営にも積極的に介入した。社会主義的市場経済の方針が確立された後でも、地方政府はある場合には中央政府の代理として、またある場合には株式の所有者として、企業の意味決定にさまざまな形で関与している²⁰⁾。

2 地方の利益と部門利益の対立

集権的計画経済体制のもとでは、地方の利益よりも中央の主管生産部門の利益が優先されており、その意味では地方の利益と部門利益の対立はなかった。分権改革によって中央直属企業の管理権が地方政府に委譲されたため、部門管理と地方政府による管理が併存することになり、地方政府の権限が相対的に強化された。

財政請負制のもとでの財政収入を確保するために、地方政府は収益が大きい

19) 川井 [1998] 158ページを参照のこと。

20) この事例については、呉・張 [1994] および加藤 [1997] 108ページを参照のこと。

産業や企業を優先的に育成しようと務める。他方、主管部門は、効率性の観点から、全国的な企業の配置を図ろうとする。そのため、部門と地方政府の利益が対立したのである。一例を挙げれば、冷蔵庫を生産する拠点の選択に際し、軽工業部は規模の経済を考慮しつつ、全国で20の企業を選んだ。他方、各々の地方政府は、自らが管理する地域の企業に収益性の高い洗濯機を生産させたいために、軽工業部にさまざまな圧力をかけた。その結果、軽工業部は地方政府の要求を考慮して、「各省および直轄市に少なくとも1つの生産拠点を配置する」という基準を採択し、44の企業を生産拠点として選んだのである²¹⁾。そのため、軽工業部の「規模の経済性の実現」という目標は達成されなかった。この傾向は耐久消費財を中心とする多くの製品分野でも同様で、各地域に小規模な企業が多数存在することとなった。実際、洗濯機を製造する企業は、中国の30の省および直轄市のうち、24の省と直轄市に147社あるが、その中で年間生産量が20万台を超える企業はわずか14社である。また、カラーテレビの生産企業は58社あるが、その多くは規模の経済性を達成していないし、自動車についても21の省と直轄市に100社余りの企業があるが、1985年の総生産量はわずか37万台で、95年でも150万台程度でしかない²²⁾。

3 緩やかな予算制約

分権改革によって地方政府が地域経済の管理権を掌握した後において、国有企業の経営状態は必ずしも改善されてはいない。Lardy [1997] によれば、1985年の時点で経営赤字に陥った国有企業の割合は9.8%であったが、95年には44%に増加しているし、劉・王・李 [1998] によれば、96年の時点での国有経済の工業生産額は総生産額の30%程度にまで低下している。また第7表は、(独立採算制を採る) 国有生産企業の主要財務指標である。この表より、93年

21) 江 [1999] 50-51ページを参照のこと。

22) このような地方政府と部門の対立については、呉・張 [1994]、江 [1999] や李 [1997] を参照のこと。

第7表 国有経済独立採算工業企業の主要財務指標 (%)

| 年 | 資金利潤率 | 資金利税率 | 生産額利税率 |
|------|-------|-------|--------|
| 1978 | 15.5 | 24.2 | 24.9 |
| 79 | 16.1 | 24.8 | 24.5 |
| 80 | 16.0 | 24.8 | 24.1 |
| 81 | 15.0 | 23.8 | 23.9 |
| 82 | 14.4 | 23.4 | 23.5 |
| 83 | 14.4 | 23.2 | 22.8 |
| 84 | 14.9 | 24.2 | 22.8 |
| 85 | 13.2 | 23.8 | 21.8 |
| 86 | 10.6 | 20.7 | 19.9 |
| 87 | 10.6 | 20.3 | 18.9 |
| 88 | 10.4 | 20.6 | 17.8 |
| 89 | 7.2 | 17.2 | 14.9 |
| 90 | 3.2 | 12.4 | 12.0 |
| 91 | 2.9 | 11.8 | 11.6 |
| 92 | 2.7 | 9.7 | 11.4 |
| 93 | 3.2 | 9.7 | 11.1 |

データ出所：「中国工業経済統計年鑑1994」57ページ。

の資金利潤率、資金利税率および生産額利税率はそれぞれ3.2%、9.7%、11.1%であり、1978年の15.5%、24.2%、24.9%より低下していることが読みとれる。さらに、95年に行われた製造業に関する調査によれば、900余種類の工業生産物の生産可能率（生産要素の投入量のもとで技術的に生産可能の産出量を分母とし、実際の生産量を分子とする）は13.3% - 62%と低くなっている²³⁾。このような国有企業の低迷の背景には、規模の経済性が達成されていないこととともに、「緩やかな予算制約（Soft Budget Constraints）」にともなう誘因提供上の問題があると思われる。実際、生産企業は地方政府によって保護されており、損失が生じたとしても（事後的に）補填してもらえるため、政府の

23) Lardy [1997] によれば、製品別の生産可能率は、カメラ用フィルム：13.3%、エアコン：30-40%、映画撮影用フィルム：25.5%、電話機：51.4%、カラーテレビ：46.1%、機械：40%以下、トラックター：60.6%、銅の製造と加工：50%、成形鋼材：62%、化学工業品：50-60%であった。

事後的な救済を予想する企業にとって（事前に）努力を提供しようとする誘因が乏しく、彼らの努力水準が向上しなかったのである²⁴⁾。

このことは流通企業においても同様で、財政請負制のもとで地方政府は、地域の産業を振興しなければ税収を確保できなかった。そのため地方政府は、生産者の不良在庫の買い付けなど、円滑な生産を維持するためのバッファとして国有卸を利用したのである。このことは逆に、国有卸の政府への依存性を高め、誘因提供上、好ましくない効果を持つ。実際、政府の指示にもとづいて商品を買付ける場合のみならず、国有卸が自らの判断で買い付けた商品が不良在庫となり損失を被った場合でも、政府はそれを補填するために追加的な資金援助を行った。このことが国有卸の努力提供への誘因を低下させたのである。

4 物資の引き留め

地方政府の企業にたいする支援の1つは生産資源の調達であり、双軌制のもとでの安価な公定価格で物資を企業に配給した。各々の地方政府が積極的に産業を育成すれば、生産資源にたいする需要が増加し、市場価格よりも低めに設定された公定価格のもとで物資の不足が顕在化する。その結果、地域の産業育成に努める地方政府の間で生産資源の争奪戦が発生し、1980年代の後半からは、西部地域の省政府による羊毛、蚕、綿花や鉱物などの引き留めが多発した。

この種の物資の引き留めは、東部優先の経済発展戦略を推進する中央政府にたいする中西部の地方（省）政府の抵抗でもあった。改革当初は、相対価格の調整も行われておらず、石炭や鉄鉱石など中西部地域の主要生産物には安い価格が、東部地域の加工業製品には高い価格が設定されていた。これにたいして西部地域では、必ずしも収益性の高くない重工業を中心に、多くの国有企業が過剰な労働者を抱えており、これらの企業にたいする援助が地方の財政を圧迫していた。この状況で地方政府は、収益の増大と雇用状況の改善のために、取

24) この問題については、Kornai [1985] および Qian [1990] を参照のこと。

益性の高い加工業への投資を増やしたのである。そのため、東部地域の加工業分野では、原料不足のために多くの企業で生産が縮小され、極端な場合には生産停止に陥った²⁵⁾。1989年の時点で、国家予算内の国有企業における遊休設備は258億元に達し、国有企業全体では1000億元を超え、赤字国有企業の欠損額は、1978年の40億元から92年には350億元へと増大した。もちろん、遊休設備の発生は、需要の低迷や経営上の誤った意思決定に帰せられる部分もあるが、この時期の設備の遊休化は物資の引き留めが主たる原因であると思われる。

5 地区封鎖

地方政府は、地域内の生産企業を保護するために、競争力のある地域外の企業の製品（外地商品）の進入を阻止しようと試みた。このような地区封鎖は1980年代末からみられたが、1990年代に入ると多発している。封鎖の対象となる財は地方によって異なるが、テレビ、冷蔵庫、煙草、酒、紡績品やセメントを中心に、多いところでは100種類以上の商品が封鎖の対象となっていた。

地区封鎖の手段には、さまざまなものがある。まず第1に、地域内における外地商品に対する差別価格がある。1998年の西安市では、タクシーの初乗り運賃は市の物価管理部門によって決められており、市当局は同じ大きさの車にたいして、西安製のタクシーについては初乗り料金を6元に、外地製のタクシーについては7元に設定した。そのため、市民は運賃の安い西安製のタクシーを利用することになり、外地製の車のタクシーへの進出を阻止したのである。第2に、自らの管理下にある流通業者の経営活動に直接干渉することもあった。地方政府は、一方では、地域内の製造業を保護するために、流通業者に国有銀行から融資を受けさせ、地域内の企業の製品を買い付けるように指示している。また他方では、銀行に指示を出し、国有流通業者の代金支払い先を厳しく

25) 1987-88年、経済の過熱化によって原材料やエネルギー不足が生じた際、四川省政府は、鋼材に国家指定価格よりも高い「地方臨時価格」を設けて、東部地域への流出を阻止した。この点については、石原 [1991] 229ページを参照のこと。

チェックし、他地域への支払いを制限している²⁶⁾。第3に、地域外の流通業者にたいする差別的な取り扱いがある。95年以降、小売店舗のチェーン化が行われているが、レストランなどの飲食店を除けば、チェーンの店舗数は5店舗程度でしかない。このことの背景には、市町村レベルの行政当局が外部のチェーン業者の出店をなかなか認可しないという事情があり、地域を跨るチェーンはほとんどない。実際、地域外の流通企業の開店申請に対する審査手続は複雑で時間もかかる。その上、環境・交通混雑にたいする悪影響などを口実に出店を許可しないことも往々にしてあった。

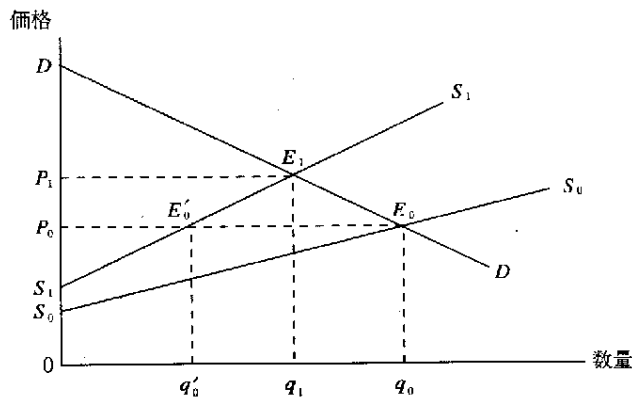
同様に、外地商品の品質検査にも時間がかかるし手数料も高い。1999年に、江蘇省の「宿迁批發市場」という卸売市場では外地製のビールの販売が禁止された。地域内の小売業者が外地製ビールを販売する場合には、多額の品質検査料を支払った上で、合格すれば1本につき0.2元の印紙購入を要求され、不合格の場合には没収されることになった²⁷⁾。逆に、地域内で製造されているビールについては、このような検査や印紙購入は必ずしも義務づけられてはいなかった。

このような地区封鎖は、地域の企業の利潤（および地方政府の税収）や地域住民の経済厚生にいかなる影響を及ぼすか？ いま、第2図に示されるように、地方市場における財の需要曲線を D 、地域内の企業の供給曲線を S_1 、外地企業を含む全企業の供給曲線を S_0 とする。地区封鎖が行われない場合には、均衡は E_0 で決定され、価格 P_0 のもとで（地域内の企業の生産物 q_0' を含む） q_0 の財が取引される。それゆえ、地域内の企業の利潤（生産者余剰）は三角形 $P_0E_0'S_1$ 、消費者余剰は三角形 DE_0P_0 の面積で表される（経済厚生は両者の合計である）。この状況で、地区封鎖が行われたとしよう。この時には、均衡は

26) 30元を超える支払いは小切手でなされており、地方政府はこれらの小切手を検査することによって、地域外の業者への支払いを把握することができた。

27) 1回の品質検査で680元の検査費が徴収される。しかし、検査費が徴収されるだけで、検査が行われないこともある。さらに品質検査を行わずに、不合格という理由で外地のビールを没収することもある。

第2図 地区封鎖の経済的效果



E_1 となり、価格 P_1 のもとで地域内の企業の生産物 q_1 のみを取り引きされる。それゆえ、地域内の企業の利潤（生産者余剰）は三角形 $P_1 E_1 S_1$ 、消費者余剰は三角形 $D E_1 P_1$ の面積で表される。すなわち、地区封鎖によって地域内の企業の利潤が増加し、地方政府は（税率を一定とすれば）多くの税金を確保することが可能となるが、消費者余剰が大幅に減少するため、経済厚生は低下することになる。

VI 結 び

流通の分野では、市場の導入と平行して地方分権改革と企業改革が行われた。地方分権改革によって、地方政府は地域住民に対するサービス提供のみならず、社会主義原則のもとで雇用の確保にも責任を持つことになった。財政請負制のもとでは、そのための資金は地域の企業からの税金に依存する。それゆえ地方政府は、産業インフラの整備とともに、企業の育成に努めたのである。一方、改革当初の中国には、市場で活動するためのノウハウを持つ経済主体としての経営者が育成されておらず、経営自主権も実質的には確立されてはいなかった。そのため、多くの権限を委譲された地方政府が、双軌制のもとの物資の調達

など、企業の経営にも介入することになり、地方集権化が生じたのである。

地方政府の積極的な産業育成は地域経済の発展をもたらしたが、政府の介入は企業経営者の誘因を低めた。この傾向は（国有）流通企業においてとくに顕著である。実際、地域の経済発展を重視する地方政府は、生産企業の健全化のために、不良在庫の買い付けなど、国有卸をバッファーとして用いたのである。余剰人員を受け入れた上で、このような買い付けを行う国有卸は、経営上の赤字が生じても税金の減免や損失補填を受けることができた。この種の事後的な救済が、国有卸の努力水準を低下させたのである。

この点について、World Bankの国有企業改革についての報告書（World Bank, *Bureaucrats in Business* [1995]）では、今後の課題として市場メカニズムの導入、企業の参入制限の緩和、大型企業に対する干渉の廃止を挙げ、「競争圧力のもとで、企業の予算制約を強化することは、効率を高める前提条件である」と述べている。とはいえ、これらの課題に対処して経済改革を進めることは、「社会主義公有制」のもとでの「共産党の指導」という社会主義市場経済体制の根幹に抵触する可能性がある。まず第1に、「社会主義的公有制」のもとでは生産手段の私有は例外的にしか認められておらず、このことが企業の自主権の確立を妨げているようにも思われる。というのは、多くの個人資産を持たない請負責任者は、経営リスクを負担することができず、その結果、行政への依存体質が改善されないからである。また、共産党という政治・行政機関の指導を受けるということは、企業の自主権の確立と必ずしも整合的であるわけではなく、国有企業の改革にまつわる問題の多くは政府と企業間の権利・責任関係が明確でないことに原因がある。この点については「行政と企業の分離」を目的とする現代企業制度の確立が試みられているが、株式会社制の導入によって、大株主である政府の企業にたいする介入がかえって正当化されているという感が否めない。

このような行政（共産党）による裁量的な政策や指導はまた、企業経営者が長期的な展望を持つことを困難にしている。このことが流通業者による評判

(信用)の確立を妨げ、彼らの一部は短期的な利益のために「不正直な取引」を行うことになる。そのため、偽ブランドの横行などの市場の混乱を生じているのである。このような品質情報の不完全性は、市場を介して取引することの費用を高め、経済主体の活動の場としての市場の機能を低下させている。「繰り返しゲーム」の理論が示唆するように、流通業者が評判を確立するには、彼らが長期的な展望(営業権)を持つことが必要であり、そのためには行政による裁量的な指導を排除する必要があるだろう。

また、政府による融資指導は貸付資金市場の健全な発展を妨げ、資金配分上の歪みを生じさせている。この点については、金融機関の自主権の確立が必要となろう。と同時に、養老年金や失業保険など社会保険制度を整備することによって労働市場を活性化する必要もある。確かに、さまざまな改革の結果、生産物市場は健全に機能するようになってはいるが、市場経済体制の発展のためには、労働市場や資金市場などの生産要素市場の確立も不可欠である。そして、これらの改革を実施する際には、「共産党の指導」と「公有制」という社会主義原則自体の変更をも考慮する必要があると思われる²⁸⁾。

謝辞：本稿の作成に際して、京都大学の山本裕美教授より有益なコメントをいただいた。記して感謝する。

参考文献

- Browning, W. J. [1982] "Cooperation in a Fixed—Membership Labor—Managed Enterprise," *Journal of Comparative Economics*, 6, pp. 235-247.
- Kornai, J. [1986] "The Soft Budget Constraint," *Kyklos*, 39, pp. 3-30.
- Lardy, N. R. [1997] *China's Unfinished Economy Reform*, The Brookings Institution. (隆国強訳「中国未完成的経済改革」中国発展出版社, 1999年)。
- Qian, Y. [1994] "A Theory of Shortage in Socialist Economies based on the 'Soft Budget Constraint'," *American Economic Review*, 84, pp. 145-156.

28) Lardy [1997] は、社会主義的公有制のもとでの国有企業改革について、「今までのところ、国有企業の改革は成功とは言えず、その成否は中国共産党が私有化改革を認めるか否かに依存する」と述べている。

- Thomson, W. [1982] "Information and Incentives in Labor-Managed Economies," *Journal of Comparative Economics*, 6, pp. 248-268.
- Ward, E. [1958] "The Firm in Illyria: Market Syndicalism," *American Economic Review*, 48, pp. 566-589.
- World Bank, Bureaucrats in Business [1995] *The Economics and Politics of Government Ownership* (Summary), The World Bank.
- 愛知学泉大学編 [1995] 『中国の企業改革』 税務経理協会。
- 石原享一 [1993] 『社会主義市場経済体制をめざす中国』 アジア経済研究所。
- 加藤弘之 [1997] 『中国の経済発展と市場化』 (第二版), 名古屋大学出版会。
- 川井伸一 [1998] 『中国私営企業と経営—概説と資料』 愛知大学経営総合科学研究所。
- 黄磷 [1996] 「中国の流通体制と流通企業の改革」 [Discussion Paper] 神戸大学, No. 9631。
- 黄磷 [1997] 「中国の流通と商業」 (佐々木信彰編『現代中国経済の分析』 世界思想社, 67-89ページ)。
- 馮昭奎・小山周三 [1996] 『中日流通業比較』 中国社会科学出版社。
- 万典武 [1992] 『日用工業品批發体制改革研究』 中国经济管理出版社。
- 吳昂・張健喜 [1994] 『中国地方經濟發展分析』 中国経済出版社。
- 胡欣欣 (主編) [1994] 『中日流通業比較研究』 中国輕工業出版社。
- 林毅夫・蔡昉・李周 [1997] 『充分信息与国有企業改革』 上海人民出版社。
- 李志侃 [1997] 「希望和憂患併存」 『外国留学生新聞』 (1997年9月15日)。
- 劉国光・王洛林・李京文 [1998] 『1998年中国經濟形勢分析与予測』 社会科学文献出版社。
- 沈坤榮 [1999] 『体制轉型期的中国經濟增長』 南京大学出版社。
- 楊君昌 (主編) [1999] 『1999中国財政發展報告』 上海財經大学出版社。
- 江小娟 [1999] 『体制轉軌中的增長, 續効与産業組織变化』 上海人民出版社。
- 『中国統計年鑑』 中国統計年鑑出版社。
- 『中国市場統計年鑑 1995』 中国経済出版社。
- 『中国工業經濟統計年鑑 1994』 中国統計年鑑出版社。